

**令和 6 年度 中学校
英語指導助手配置派遣業務受託候補者選定に係る実施要領**

(趣旨)

第 1 条 この要領は、教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会要綱（以下「要綱」という）第 8 条第 1 項の規定に基づき、令和 6 年度 中学校英語指導助手配置派遣業務に係る受託候補者をプロポーザル方式により選定するための手続き等について定める。また、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱及び横浜市委託に関するプロポーザル方式運用基準に定めがあるもののほか、本プロポーザル実施に必要な事項はこの実施要領に定める。

(審議事項)

第 2 条 要綱第 8 条に定められた審議事項は次のとおりとする。

(1) プロポーザルの実施に関する審査

- ア プロポーザル提出者の決定
- イ 提出要請書の審査
- ウ その他必要と認めるもの

(2) 選定に関する審査

- ア プロポーザルの評価
- イ 派遣業者の決定
- ウ プロポーザルの評価結果の通知

(提出要請書)

第 3 条 プロポーザルの提出要請書には、原則として、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第 4 条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式は別に定める。

- (1) 当該業務の理解度及び実績
- (2) 英語指導助手（以下「A E T」という）の採用体制、研修、管理体制及び危機管理体制
- (3) 専任講師登録数
- (4) A E T の効果的な活用提案
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 受託候補者を特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 当該業務に対する理解度等
 - (2) 当該業務又はこれと同種の業務の実績及び関連業務の実績等
 - (3) 実施の方針及びAET採用計画の妥当性等
 - (4) 当該業務実施に必要なAETの研修、管理体制及び登録数、資格及び業務経験実績の状況等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、適宜、提案者にヒアリングを行うものとする。
 - 3 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
 - 4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
- 2 評価委員会は、委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
委員長 教育委員会事務局教育次長
副委員長 教育委員会事務局健康教育・食育課長
委員 横浜市立中学校長 3名
 - 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の5分の4の出席をもって成立する。ただし、書類審査については、評価結果の書類の提出をもって出席とみなすことができる。
 - 5 委員長は、評価結果を教育委員会事務局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の通知)

第7条 第5条第4項により特定されなかった旨の通知を受けた応募者は、書面により選定されなかった理由の説明を求めることができる。

なお、書面は本市が通知を発送した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日後の午後5時までに提案書提出先まで提出しなければならない。

- 2 前項により説明を求められたときは、本市が書面を受領した日の翌日起算で、市役所閉庁日を除く5日以内に説明を求めた者に対し書面により回答する。

附則

この要領は、令和5年11月14日から施行する。